

札幌市におけるこれまでの「ごみステーション対策」の取り組み

H20. 4～	「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」の制定 新設共同住宅に専用ごみステーションの設置を義務化、さらに既存の共同住宅に対しても努力義務を明記
H20.10～	清掃事務所に「さっぽろごみパト隊」を設置 （共同住宅専用ステーションを含む）ステーション排出指導体制の強化 【H27 年時点で 118 名】 ※ 主な業務 ・ごみステーションのパトロール ・不適正排出ごみの回収及び開封調査 ・開封調査により特定された不適正排出者への個別指導 ・ごみステーションの設置や廃止に係る助言・指導 ・排出状況が改善されないごみステーションへの重点指導 ・ごみステーションの立会指導
H20.10～	「ごみステーションの管理器材購入費助成」開始 ごみステーションの管理支援のため、ごみ飛散防止ネット及びカラス除けサークルの購入費を助成
H21. 2～	「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」の設置 不動産業界を通じた市の方針の周知
《 H21. 7～ 「新ごみルール」（家庭ごみの有料化を含む）の開始 》	
H21.12～	「箱型ごみステーションの敷地内設置費助成」開始 専用ごみステーション敷地内設置の促進
H24. 2～	「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」の検討報告 以下のような提言がされた。 ●地域の要望に応じた小規模ごみステーション化などの対応 ●管理会社やオーナーなどを通じた共同住宅居住者へのごみ出しルールの徹底 ●専用ごみステーション設置の推進
H24. 5～	「地域の要望に応じた小規模ごみステーション化」の開始 ●地域の要望・実情 ・ごみステーションまでの距離が遠い ・利用者が多くごみステーションにごみが溢れている ●排出者責任の明確化（顔が見えるステーション）
H26.10～	「札幌市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱」の改定 小規模ごみステーション化に合わせて、1 ごみステーション当たり利用世帯数の基準を緩和（20～30 世帯に 1 か所⇒10～15 世帯に 1 か所）

